

2023/04/28 岸まきこ活動報告

会計年度任用職員への勤勉手当支給を可能とする地方自治法改正案が可決・成立しました

4月26日、参議院本会議で会計年度任用職員への勤勉手当支給を可能とする地方自治法改正案が可決・成立しました。前日に開催された参議院総務委員会で、私も50分の持ち時間をフルに使い、政府に対して(1) 会計年度任用職員や臨時・非常勤職員の存在の意義、重要性に対する見解、(2) すべての自治体で勤勉手当支給を行うべきであること、(3) 国の非常勤職員との権衡をはかるため、給与改定の時期、遡及に関する明確な見解(人事院勧告の4月遡及適用)等について質問しました。

松本剛明総務大臣からは、「様々な分野において会計年度任用職員の方々が地方行政の重要な担い手としてご活躍いただいている」こと、「会計年度任用職員についても常勤職員の取り扱いに準じた改定を行うことが基本」との答弁がありました。

また公務員部長からは、「会計年度任用職員の適正な処遇の観点から、法案が成立した場合には地方公共団体において勤勉手当を支給すべきものと考えている」との答弁を得ました。

2024年4月1日の施行となりますが、今後は各自治体で条例化を確実に勝ち取っていくことが重要となります。私も引き続き、組合員のみなさんとともに、会計年度任用職員の処遇改善と雇用の継続を求め、取り組んでまいります。